

# 横浜市男女共同参画センター

## 指定管理者 申請要項

令和元年5月

横浜市政策局

## 目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	選定の概要	1
	(1) 対象施設	
	(2) 指定期間	
	(3) 指定管理者の非公募による選定	
	(4) 問合せ先	
3	男女共同参画センターの概要	2
	(1) 設置目的	
	(2) 施設概要	
	(3) 開館時間	
	(4) 休館日	
4	指定管理者が行う業務	3
	(1) 男女共同参画推進事業に関する業務	
	(2) 施設の運営に関する業務	
	(3) 施設の管理に関する業務	
	(4) その他業務	
	(5) リスク分担	
	(6) その他留意事項	
5	選定に関する事項	5
	(1) 欠格事項	
	(2) スケジュール	
	(3) 申請手続き	
	(4) 申請書類	
	(5) 提出部数	
	(6) 留意事項	
6	審査及び選定の手続き	9
	(1) 審査方法	
	(2) 選定評価委員会	
	(3) 評価基準	
	(4) 選定結果の通知及び申請書類の公表	
	(5) 指定の手続き	
7	経費に関する事項	10
	(1) 指定管理料	
	(2) 指定管理料に含まれるもの	

- (3) 賃金水準の変動への対応
- (4) 収入として見込まれるもの
- (5) 修繕等
- (6) 管理口座

8 業務実施上の留意事項 . . . . . 12

- (1) 関係法令等の遵守
- (2) 業務の再委託
- (3) 個人情報の保護
- (4) 情報公開の実施について
- (5) 事故への対応と損害賠償
- (6) 苦情・要望について
- (7) 利用の継続
- (8) 事業の継続が困難となった場合の措置
- (9) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置
- (10) 管理運営状況の公開
- (11) 施設情報の定期的報告
- (12) 災害用発生時の対応
- (13) 廃棄物の対応
- (14) 公租公課
- (15) 自動販売機等について
- (16) 横浜市暴力団排除条例の遵守
- (17) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施
- (18) 財務状況の確認
- (19) ウェブアクセシビリティ
- (20) 市政への協力
- (21) その他

9 協定及び準備に関する事項 . . . . . 16

- (1) 協定の締結
- (2) 協定の主な内容
- (3) 準備業務
- (4) 指定候補者の取消等
- (5) 指定取消及び管理業務の停止等

10 添付資料等 . . . . . 18

- (1) 横浜市男女共同参画センターに関する資料
- (2) 横浜市男女共同参画センター 申請書類 様式集
- (3) 関係規定集
- (4) 横浜市男女共同参画センター 指定管理者 業務の基準
- (5) 横浜市男女共同参画センター 指定管理者 施設の管理に関する業務の基準
- (6) 横浜市男女共同参画センター 指定管理者 評価基準



## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

男女共同参画センターについても、平成17年度から指定管理者制度を導入しています。

## 2 選定の概要

### (1) 対象施設

男女共同参画センター横浜、男女共同参画センター横浜南、男女共同参画センター横浜北

3館で事業連携を図り、男女共同参画センターの設置目的を効果的に達成し、施策を推進していくため、3館を一括として申請対象とします。

なお、男女共同参画センター横浜北との複合施設である横浜市民ギャラリーあざみ野に関する指定管理者については、別途選定を行います。(所管局 横浜市文化観光局)

### (2) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### (3) 指定管理者の非公募による選定

男女共同参画センターは、「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現」を目指すための地域における拠点施設であり、その実現には、指定管理者の男女共同参画に関する先進的な知見が必要です。

また、男女共同参画に関する総合的な相談のほか、性別による差別等の相談やDV相談など、人権や人命に関わる相談を実施しており、専門的な知識や関係機関との連携が求められ、男女共同参画における幅広で極めて高度な専門性が必要です。

このことから、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会を次期指定管理者の候補者とし、非公募により選定手続きを実施します。

指定管理者の選定は、「横浜市男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づいて行い、「横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会等」という。）において、書類及び公開プレゼンテーションに基づく審査を実施し、団体を選定します。選定結果は、申請者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市政策局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市政策局男女共同参画推進課

電話 045-671-2017 FAX 045-663-3431

E-mail:ss-danjo@city.yokohama.jp

### 3 男女共同参画センターの概要

#### (1) 設置目的

横浜市男女共同参画センター3館は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設として位置付けられています。

(横浜市男女共同参画推進条例 第11条、横浜市男女共同参画センター条例 第1条)

#### (2) 施設概要

##### ア 男女共同参画センター横浜

(ア) 所在地：戸塚区上倉田町435-1

(イ) 敷地面積：6,379 m<sup>2</sup>

(ウ) 延床面積：6,000 m<sup>2</sup>

(エ) 階 高：地上3階、地下1階

(オ) 建築年：昭和63年

(カ) 施設内容：ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房、フィットネスルーム、情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ、健康サロン 他

##### イ 男女共同参画センター横浜南

(ア) 所在地：南区南太田1-7-20

(イ) 敷地面積：1,854 m<sup>2</sup>

(ウ) 延床面積：2,983 m<sup>2</sup>

(エ) 階 高：地上3階、地下1階

(オ) 建築年：昭和53年

(カ) 施設内容：研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房、トレーニング室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ 他

##### ウ 男女共同参画センター横浜北

男女共同参画センター横浜北は、横浜市民ギャラリーあざみ野との複合施設

(ア) 所在地：青葉区あざみ野南1-17-3

(イ) 敷地面積：4,283 m<sup>2</sup>

(ウ) 建築面積：2,485 m<sup>2</sup>

(エ) 延床面積：5,924 m<sup>2</sup> ※共用スペース3,619 m<sup>2</sup>を含む(複合施設全体※7,899 m<sup>2</sup>)

※複合施設全体には、横浜市民ギャラリーあざみ野、共用スペースを含みます。

(オ) 階 高：地上3階、地下1階

(カ) 建築年：平成17年

(キ) 施設内容

・男女共同参画センター横浜北：レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房、健康スタジオ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ 他

- ・横浜市民ギャラリーあざみ野：展示室、アトリエ、作品保管室、収蔵庫 他
- ・共用スペース：事務室、エントランスホール、駐車場 他

※ 施設概要、平面図等詳細は、添付資料(1)-1「施設概要、平面図及び配置図」を参照してください。

### (3) 開館時間

午前9時から午後9時までとします。ただし、男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北の日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとします。

### (4) 休館日

1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとします。

なお、指定管理者は横浜市との協議により、休館日に開館し又は休館日以外の日に開館しないことができます。

## 4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、横浜市男女共同参画センター条例第2条に定められた以下の業務を行うものとします。詳細は、添付資料（4）「業務の基準」を参照してください。

### (1) 男女共同参画推進事業に関する業務

- ア 男女共同参画推進に関する資料及び情報の収集・提供に関すること
- イ 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催に関すること
- ウ 男女共同参画に関する相談に関すること
- エ 男女共同参画推進に関する調査研究及び広報に関すること
- オ ア～エの事業のための施設及び設備の提供に関すること
- カ その他男女共同参画センターの設置の目的を達成するために必要な事業

### (2) 施設の運営に関する業務

### (3) 施設の管理に関する業務

### (4) その他業務

- ア 月報及び四半期総括表の作成
- イ 事業計画書及び収支予算書の作成
- ウ 事業報告書及び収支決算書の作成
- エ 自己評価の実施
- オ 指定期間終了にあたっての引継業務
- カ その他必要な業務（日常業務の調整等）

## (5) リスク分担

市が想定する主なリスク分担の考え方は、おおむね次の表のとおりです。これ以外のリスクに関する対応については、この表の考え方に準じて、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷、修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	



等	それ以外の修繕	1件あたり 60 万円未満 (税抜)		○	
		1件あたり 60 万円以上 (税抜)	○		
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの				○
申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの		○		
不可抗力※ 2	不可抗力による施設・設備の復旧費用		○		
	不可抗力による管理運営の中断				○

- ※1 ①次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用  
②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用
- ※2 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

## (6) その他留意事項

東日本大震災において、大規模空間の天井の脱落が多数生じたことを受けて、平成 23 年 4 月に改正建築基準法施行令が施行され、今後建築する建築物に設けられる特定規模の天井については、新基準への適合が求められることになりました。

これにより、男女共同参画センター横浜については、今後閉館を伴う天井脱落対策工事を実施予定です。現時点では、令和 2 年度基本設計、3 年度実施設計、4 年度施工、の予定ですが、詳細が明らかになった時点で、指定管理者は市と対応について協議するものとします。

## 5 選定に関する事項

### (1) 欠格事項

次に該当する場合は、申請することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないこと
- ウ 会社更生法、民事再生法による更生、再生手続中であること
- エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、申請時から遡って 2 年以内に指定の取消を受けたものであること
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

カ 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式7）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

ク 申請時から遡って2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないもの）

◆ 地方自治法施行令 第167条の4（抜粋）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## (2) スケジュール

ア	申請要項の公開・送付	令和元年5月10日（金）
イ	申請要項に関する質問の受付	令和元年5月13日（月）～令和元年5月31日（金）
ウ	申請要項に関する質問の回答	質問を受理した日から1週間以内
エ	申請書類の提出締切	令和元年7月8日（月）
オ	公開プレゼンテーションの開催	令和元年8月6日（火）
カ	選定結果の通知・公表	令和元年8月下旬（予定）
キ	指定管理者の指定	令和元年12月（予定）
ク	指定管理者との協定締結	令和2年3月初旬（予定）

## (3) 申請手続き

ア 申請要項の公開・送付  
申請要項を横浜市政策局のホームページに掲載するとともに、申請団体へ送付します。

#### イ 質問の受付及び回答

申請要項等の内容に関する質問の受付及び回答質問は、質問書（別紙1）により、Eメールにより受け付けます。

##### (ア) 受付期間

令和元年5月13日（月）～令和元年5月31日（金）午後5時

##### (イ) 提出方法

問合せ先までEメールで提出してください。電話での問合せには応じられませんのでご注意ください。

##### (ウ) 質問への回答

質問を受理した日から1週間以内に、Eメールにより回答します。

問合せ先

横浜市政策局男女共同参画推進課

E-mail:ss-danjo@city.yokohama.jp

#### ウ 申請書類の提出

##### (ア) 提出締切

令和元年7月8日（月）午後5時必着（郵送可）

##### (イ) 提出先

横浜市政策局男女共同参画推進課

・持参する場合 横浜市中区港町1-1 市庁舎3階305号室

・郵送する場合 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

※ 郵送による提出の際は、記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

#### エ 公開プレゼンテーション

開催日 令和元年8月6日（火）

※ プレゼンテーションの実施方法など、詳細については別途通知します。

#### (4) 申請書類

ア 指定申請書（様式1）（横浜市男女共同参画センター条例施行規則 第1号様式）

イ 団体概要（様式2）

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式指定なし）

オ 法人の登記事項証明書

カ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（直近のもの）（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書）

キ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式3）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同

意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

- ク 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ケ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- コ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- サ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- シ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ス 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書（公益会計と収益会計の内訳を示す決算書を添付すること）
- セ 事業計画書（様式4）  
※データも提出してください。
- ソ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式5）（指定期間5年間分）、その積算資料  
※データも提出してください。
- タ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式6）
- チ 申請団体役員名簿（神奈川県警本部調査・照会用）（様式7）  
※県警照会用エクセルファイル（様式7別紙）も提出（データも）してください。
- ツ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式賃一1）

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

## (5) 提出部数

申請書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを9部提出してください。

なお、写しの書類のうち8部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラ一等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

※ 申請団体役員名簿（様式7）については、原本1部のみ提出してください。（写しは不要です。）

## (6) 留意事項

### ア 申請要項の承諾

申請団体は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

### イ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請に関して直接・間接を問わず接触を禁じます。

- ウ 複数案提出の禁止  
申請書類の提出は、一案とします。複数の提案はできません。
- エ 申請内容変更・追加の禁止  
提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- オ 団体職員以外による、以下の行為の禁止  
申請にあたって、申請団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。  
(ア) 事業計画書等、申請書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）  
(イ) 選定評価委員会の公開プレゼンテーション及び質疑への出席
- カ 申請団体の失格  
申請団体が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。  
①イ～オの禁止事項に該当するなど、申請要項に定める手続きを遵守しない場合  
②申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- キ 申請書類の取扱い  
申請書類は理由を問わず返却しません。  
申請書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に開示されることとなります。
- ク 費用負担  
申請に関して必要となる費用は、申請団体の負担とします。
- ケ 申請書類の取扱い、著作権  
横浜市が提示する書類の著作権は横浜市に帰属し、申請団体が提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 審査及び選定の手続き

### (1) 審査方法

選定評価委員会が審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者を選定します。審査は、申請者の申請書類、プレゼンテーション及び質疑等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。プレゼンテーションについては、後日詳細をお知らせします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、当該施設の指定管理者として正式に指定されます。

### (2) 選定評価委員会

ア 選定評価委員 (50 音順、敬称略)

広岡 守穂【委員長】	中央大学法学部 教授／元 佐賀県立女性センター・生涯学習センター館長 内閣府男女共同参画専門調査会委員（基本計画）
井上 義臣	前 男女共同参画センター横浜 市民運営協議会 副会長 NPO 法人市民セクターよこはま理事／高齢者グループホーム横浜ゆうゆう管理者
沖野 智子	公認会計士

#### イ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

#### (3) 評価基準

審査における評価基準は別添のとおりです。

#### (4) 選定結果の通知および申請書類の公表

選定結果は、申請団体に対して文書で速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、横浜市ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/center/>

#### (5) 指定の手続き

指定候補者は、横浜市会の議決を経て市長が指定の通知を行うことにより、施設の指定管理者として正式に指定されます。

また、指定管理者として指定した旨を、横浜市男女共同参画センター条例 第6条に基づき、横浜市報に公告します。

### 7 経費に関する事項

当該施設は利用料金制を採用し、指定管理者は、横浜市が支払う指定管理業務に必要な経費（以下、「指定管理料」という。）のほか、利用者が支払う施設の利用料金や自ら企画・実施する事業の収入等（以下「利用料金等」という。）をもって施設を運営します。

$$\text{指定管理業務に係る全体経費} = \text{指定管理料} + \text{利用料金等}$$

#### (1) 指定管理料

当該施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理料には、施設の維持保全にかかわる清掃、点検、運転・監視、修繕等を含む補修費を支払います。

指定管理料は、申請時に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）指定管理料の支払い時期、

方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の申請書類で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この申請要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

#### 指定管理料の上限額

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5年間合計
565,626千円	565,626千円	565,626千円	565,626千円	565,626千円	2,828,130千円

## (2) 指定管理料に含まれるもの

人件費（退職給与引当金含む）、管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費等）、事務費、男女共同参画推進事業費

なお、男女共同参画センター横浜南は令和元年度より ESCO 事業を導入しており、光熱水費の削減が予定されています。現在削減額については検証中であるため、提案時には削減額を踏まえる必要はありませんが、毎年度締結する年度協定では、この削減額を踏まえるものとします。

### ◆男女共同参画センター横浜南 ESCO 事業委託契約書（抜粋）

#### （削減予定額及び削減保証額等）

第 24 条 委託者及び受託者は、削減予定の金額を、下記の値とすることに合意する（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「削減予定額」という。）。

記

男女共同参画センター横浜南 4,314,398 円/年

2 委託者及び受託者は、削減保証の金額を、下記の値とすることに合意する（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「削減保証額」という。）。

記

男女共同参画センター横浜南 3,882,958 円/年

### ◆光熱水費削減額の考え方について

原則として、削減保証額の金額を ESCO 事業導入による光熱水費の削減額とします。また、削減保証額を越えて、光熱水費が削減された場合で、かつ ESCO 事業導入の効果と認められる場合は、削減額について、横浜市と協議します。

## (3) 賃金水準の変動への対応

賃金水準の変動については、ご提案いただいた人件費単価を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準

スライド」という。)

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。賃金水準スライドの詳細については、添付資料(3)-8「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照ください。

#### (4) 収入として見込まれるもの

利用料金収入、事業収入、その他収入

指定管理者は、施設の利用促進などに努め、利用料金等の収入の増加に努めることとします。

※ 条例で定める利用料金については、添付資料(1)-2「男女共同参画センターの利用料金」を参照してください。

※ 指定管理料、管理費、利用料金収入及び利用実績は、添付資料(1)-3のとおりです。

#### (5) 修繕等

建物・設備・備品等の修繕等については、1件60万円未満(税抜)の範囲内で、指定管理者が負担します。1件60万円(税抜)を超える修繕については、横浜市の責任において対応します。

#### (6) 管理口座

経費及び収入は、団体の経理と区分するとともに、指定管理者専用の口座を設け、管理してください。

### 8 業務実施上の留意事項

#### (1) 関係法令等の遵守

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守し、適正な管理に努めてください。また、この他、関連する法令等がある場合は、当該法令についても遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)

イ 横浜市男女共同参画推進条例

ウ 横浜市男女共同参画推進条例施行規則

エ 横浜市男女共同参画センター条例

オ 横浜市男女共同参画センター条例施行規則

カ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

キ 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月条例第6号)

ク 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月条例第51号)

ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)



- コ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- サ 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- シ 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- ス 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

<その他市の計画・施策等>

横浜市中期 4 か年計画 2018～2021

横浜市男女共同参画行動計画

## (2) 業務の再委託

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務の一部については第三者に委託することができます。

ただし、100 万円を超える委託事業については、予め市に届け出ることとします。

## (3) 個人情報の保護

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

## (4) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

## (5) 事故への対応と損害賠償

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。

ウ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとしてします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保

険者とします。

**(6) 苦情・要望について**

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

**(7) 利用の継続**

業務の開始にあたっては、現に男女共同参画センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

**(8) 事業の継続が困難となった場合の措置**

**ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合**

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

**イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合**

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

**(9) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置**

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

**(10) 管理運営状況の公開**

管理運営状況を明らかにするため、指定管理者が年度ごとに作成した事業報告書等の内容は、原則として公開します。

**(11) 施設情報の定期的報告**

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

**(12) 災害等発生時の対応**

男女共同参画センターは、現段階では横浜市防災計画等に下記のとおり位置づけがあり、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求

めることがあります。また、現段階では、横浜市防災計画に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

男女共同参画センター横浜	避難場所等の補完施設、帰宅困難者一時滞在施設
男女共同参画センター横浜南	避難場所等の補完施設、帰宅困難者一時滞在施設、 補充的避難場所
男女共同参画センター横浜北	避難場所等の補完施設、帰宅困難者一時滞在施設

### (13) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般産業物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

### (14) 公租公課

指定管理者については、法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問い合わせください。

### (15) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

### (16) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

### (17) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

### (18) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理

者となっている団体について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

**(19) ウェブアクセシビリティ**

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮することとします。

**(20) 市政への協力**

その他環境対策や局運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

**(21) その他**

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

**9 協定及び準備に関する事項**

**(1) 協定の締結**

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

**(2) 協定の主な内容**

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理用支払方法の原則、光熱水費支払方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

**(3) 準備業務**

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

#### (4) 指定候補者の取消等

横浜市は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合は、指定管理者とはなりません。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者申請要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する市の実費（①次期

指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用②  
組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

## 10 添付資料等

### (1) 横浜市男女共同参画センターに関する資料

- 1 施設概要、平面図及び配位置図
- 2 男女共同参画センターの利用料金  
(横浜市男女共同参画センター条例 第9条第2項)
- 3-1 指定管理料及び管理費等実績
- 3-2 利用料金収入実績
- 3-3 利用実績
- 3-4 横浜市民ギャラリーあざみ野との按分額

### (2) 横浜市男女共同参画センター 申請書類 様式集

- 1 質問書 (別紙1)
- 2 指定申請書 (様式1)
- 3 団体概要 (様式2)
- 4 横浜市税の納税状況調査の同意書 (様式3)
- 5 事業計画書 (様式4)
- 6 指定管理料提案書及び収支予算書 (様式5)
- 7 欠格事項に該当しない宣誓書 (様式6)
- 8 申請団体役員名簿 (神奈川県警本部調査・照会用) (様式7)
- 9 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (様式賃—1)

### (3) 横浜市男女共同参画センター 関係規定集

- 1 横浜市男女共同参画推進条例
- 2 横浜市男女共同参画推進条例施行規則
- 3 横浜市男女共同参画センター条例
- 4 横浜市男女共同参画センター条例施行規則
- 5 横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会運営要綱
- 6 横浜市男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱
- 7 横浜市男女共同参画推進条例及び横浜市男女共同参画推進条例施行規則に基づく相談の申出の対応に関する実施要綱
- 8 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き
- 9 横浜市暴力団排除条例
- 10 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱
- 11 個人情報取扱特記事項

- (4) 横浜市男女共同参画センター指定管理者 業務の基準
- (5) 横浜市男女共同参画センター指定管理者 施設の管理に関する業務の基準
- (6) 横浜市男女共同参画センター指定管理者 評価基準